

船舶事故調査（漁船卯の日丸遊漁船勝栄丸衝突）について  
（経過報告）

令和4年8月25日  
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和3年9月5日、大阪府関西国際空港南西方沖において発生した船舶事故（漁船卯の日丸遊漁船勝栄丸衝突）について、令和3年9月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本事故の責任を問うために行うものではない。

## 1. 船舶事故の概要

漁船卯の日丸は、船長及び甲板員1人が乗り組み、漁場に向けて北北西進中、遊漁船勝栄丸は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、釣り場に向けて西進中、令和3年9月5日05時11分ごろ、両船が衝突した。

## 2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和3年9月6日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、気象及び海象、両船の航跡、操船等に関する情報収集等を行った。

## 3. 判明している主な事実情報

### （1）事故の経過

漁船卯の日丸は、船長及び甲板員1人が乗り組み、漁場に向けて北北西進中、操業準備作業を行っていたところ、また、遊漁船勝栄丸は、船長が1人で乗り組み、釣り客5

人を乗せ、釣り場に向けて西進中、漁船卯の日丸の船首方を通過しようとしたところ、令和3年9月5日05時11分ごろ大阪府関西国際空港南西方沖において、両船は衝突した。

卯の日丸は、乗組員2人のうち甲板員1人が負傷し、バルバスバウに破口等を生じ、勝栄丸は、釣り客5人、船長がそれぞれ負傷し、船尾端部が大破した。

#### (2) 負傷者

漁船卯の日丸：軽傷1人（甲板員）

遊漁船勝栄丸：重傷1人（釣り客）、軽傷5人（釣り客4人及び船長）

#### (3) 船舶の損傷等

漁船卯の日丸：バルバスバウに破口、左舷船首部に擦過傷

遊漁船勝栄丸：船尾端部が大破

#### (4) 気象・海象

天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好

海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期

日出時刻 05時35分ごろ

#### 4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、両船が衝突した経緯など、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等の調査を進める。